女川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との 調和に関する条例にかかる事業実施の手引き

令和5年1月

宮城県女川町企画課

この手引きにおいて、女川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する 条例を「条例」、女川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行 規則を「規則」として説明しています。

目 次

第1章 全	般的事項		
1. 条例	制定の背景	· · · · · · · P 1	ı
2. 条例(の目的、基本理念と責務	· · · · · · · P 1	
3. 用語網	解説	· · · · · · · P 2	<u> </u>
4. 条例(の適用を受ける事業	· · · · · · · P3	}
第2章 抑	制区域		
1 抑制	⊠域について		L
1. 1241121		1	Г
第3章 発	電事業に関する手続き		
1. 発電	事業に関する手続き	· · · · · · · · P 6)
2. 標準的	的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続き	· · · · · · · · P 6	
3. 手続	きの流れと提出書類		
(1)	発電開始までの手続き	· · · · · · · · P 7	7
(2)	住民意見書が提出された場合の手続き	· · · · · · · · P 9)
(3)	適正な管理について	· · · · · · · P 1	C
(4)	事業終了の手続き	· · · · · · · P 1	C
(5)	事業計画変更等の手続き	· · · · · · · P 1	1
(6)	工事中止・再開の手続き	· · · · · · · P 1	2
(7)	事業承継の手続き	· · · · · · · P 1	2
(8)	報告、立入調査、助言及び指導について	· · · · · · · P 1	3
(9)	勧告及び公表について	· · · · · · · P 1	3
(10)	経過措置について	P 1	4

第1章 全般的事項

1. 条例制定の背景

環境に対する意識の高揚やゼロ・カーボン社会の実現に向けた再生可能エネルギー施策の推進により、再生可能エネルギー発電設備の設置が全国的に増加する一方、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。

本町においても、近年、太陽光発電設備の設置の他、風力やバイオマスを利用した事業が計画 されていることから、自然や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー事業の運 営が図られるよう、本条例及び施行規則を制定しました。

これにより、事業計画の協議段階から、事業終了後の廃止・設備撤去までの事業期間において、 町・事業者・町民の責務などの必要な事項について定め、事業実施前の周辺関係者等への説明、 助言、指導、勧告及び公表など町の権限等を規定し、適切な事業の推進を図ってまいります。

2. 条例の目的、基本理念と責務(条例第1条、第3条)

町は、「町の豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境の保全を図るため、地域における再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和に関して必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与すること」を目的とし、「町の豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきた町民共通のかけがえのない財産であり、現在及び将来にわたってその恩恵を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用を図らなければならない」を基本理念として、令和5年1月1日に条例を施行しています。

この条例では、町、事業者、町民の責務について、以下のように定めています。

◆町の責務(条例第4条)

・基本理念に基づき、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

◆事業者の責務(条例第5条)

- ① 関係法令及びこの条例を遵守するとともに、町の豊かな自然環境、美しい景観、災害の防止及び安全安心な生活環境に十分配慮し、住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- ② 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理に努めるとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮しなければならない。
- ③ 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。

◆町民の責務(条例第6条)

・基本理念に基づき、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

3. 用語解説(条例第2条、第10条)

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。

再生可能エネルギー源	・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石
	エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成
	21年政令第222号)第4条に規定する再生可能エネルギー源
	(1) 太陽光 (2) 風力 (3) 水力 (4) 地熱 (5) 太陽熱
T. (1 - 7 / k - 1 1 1 2 / k	⑥ 大気中の熱その他の自然界に存する熱 ⑦ バイオマス
再生可能エネルギー発	・再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備
電設備	(送電に係る電柱等を除く。)
事業	・再生可能エネルギー発電設備の設置、当該設備を設置するために
	行われる土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等を含む。)
	及び当該設備により発電を行う事業
事業者	・事業を計画し、これを実施する者(国及び地方公共団体を除く)
事業区域	・事業を行う一団の土地(再生可能エネルギー発電設備に附属する
	管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。)の区域であ
	って、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土
	地以外の土地と区別された区域
建築物	・建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定す
	る建築物
行政区等	・その区域に事業区域を含む女川町行政区設置条例(令和2年女川
	町条例第4号)第2条に規定する行政区、女川町産業区設置規則
	(平成30年女川町規則第16号)第2条に規定する産業区その
	他これに類する団体
住民等	・行政区等の区域又は事業により影響を受けると認められる区域に
12000	居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他団体並びに土
	地若しくは建築物を所有し、又は使用する者
 廃棄物	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
DEX D	第2条第1項に規定する廃棄物
 事業に着手する日	・再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事(当該設備を設置
予未に有丁する口	するために行われる土地の造成工事(立木の伐採、切土、盛土等)
	するために1777でる工地の追放工事(立木の成派、初工、温工寺 を含む。)を含む。)の着手予定日
	【工事の着手に該当しないものの例】
	・地盤や埋蔵文化財調査のための伐採、掘削、ボーリング等の実施
	・現場の整地及びやり方
	・地鎮祭の挙行
	・現場の仮囲いの設置
	・現場事務所の建設
	・既存建築物の除去
	・現場への建設資材、建設機械の搬入
	・工事請負契約の締結

4. 条例の適用を受ける事業 (条例第7条、規則第3条)

この条例の規定は、発電出力10kW以上の再生可能エネルギー発電事業に適用されます。 発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置している場合は、合算した発電出力(既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合も含む。)とします。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う 事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発 電出力50kW未満の事業は除きます。

◆発電出力等による条例の適用状況確認表 ○:適用 -:適用外

		太陽光による発電			
No.	発電出力 屋上又	建築物の屋根、	左記以外		太陽光以外
		屋上又は壁面 ※1	抑制区域以外	抑制区域	- の発電
1	50kW以上		0	0	0
2	50kW未満 ~		\circ		
	10kW以上		※2 例外あり		O
3	10kW未満				

- ※1 太陽光発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業は、 適用外となります。
- ※2 参考例②参照

★参考例

- ① 50kW以上
- ・発電種別(太陽光、風力等)、抑制区域内外に関わらず適用。
- ② 10kW以上~50kW未満
- ・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。ただし、次に示すものは例外(適用外)。
 - → <u>太陽光発電の場合、抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地</u>で行う事業
- ③ 10 k W未満
- ・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用外。

第2章 抑制区域

1. 抑制区域について(条例第8条、規則第4条)

女川町では再生可能エネルギー発電事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域を「抑制区域」として、規則で指定しています。

◆抑制区域

	区 域 名	
内 容	関係法令	
PJ 台	確 認 先	
(1) 地すべり防止区域		
地すべり地域で、公共の利害に密	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1	
接な関連を有する区域	項	
	宮城県東部土木事務所(行政班)	
(2)急傾斜地崩壊危険区域		
急傾斜地で、その崩壊により居住	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和	
者等に被害のおそれのある区域等	44年法律第57号)第3条第1項	
	宮城県東部土木事務所(河川砂防第四班)	
(3) 土砂災害警戒区域		
土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に	
が生じるおそれのある区域	関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項	
	宮城県東部土木事務所(河川砂防第四班)	
(4) 土砂災害特別警戒区域		
(3)のうち、住民等の生命・身体に	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に	
著しい危害が生ずるおそれがある	関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項	
区域	宮城県東部土木事務所(河川砂防第四班)	
(5)国立公園		
優れた自然の風景地(三陸復興国	自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号	
立公園)	宮城県東部地方振興事務所(林業振興部森林管理班)	
(6)鳥獣保護区		
野生鳥獣の保護を図るため、狩猟	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
を禁止している区域	(平成14年法律第88号) 第28条第1項	
	宮城県東部地方振興事務所(林業振興部森林管理班)	
(7)保安林		
水源の涵養等の公益目的を達成す	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項	
るため、伐採や土地の形質の変更	宮城県東部地方振興事務所(林業振興部森林管理班)	
等が規制される区域	女川町産業振興課農林係	

	区 域 名
	関係法令
内 容	確 認 先
(8)河川区域	
河川の流水が継続している土地等	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項
や堤防敷の区域	県管理河川:宮城県東部土木事務所(行政班)
(9)河川保全区域	
河川区域に隣接しており、堤防や	河川法(昭和39年法律第167号)第54条第1項
河川管理施設を保全するための	県管理河川:宮城県東部土木事務所(行政班)
区域	宗官垤河川· 呂城宗朱祁工小事物州(11以近)
(10)砂防指定地	
山腹崩壊等により土砂等の生産、	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
流送、堆積が顕著となるおそれの	 宮城県東部土木事務所(河川砂防第四班)
ある区域等	
(11) 周知の埋蔵文化財包蔵地	カルサ/D装汁 /D750 2 5 ケ汁/ 4 笠 2 1 4 日 / 笠 0 2 名笠 1
土地に埋蔵されている文化財のあ	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1 ₁₅
る土地	項 大川町教育系具 合教育具生涯党羽区
/12) 内叶夕昳丁秋三个州が元ナナ	女川町教育委員会教育局生涯学習係
(12) 史跡名勝天然記念物が所在する。 まま悪いたので、 宮	
記念物のうち重要なもので、国、	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第 1.15
県、町に指定を受けているものが 所在する土地	1 項 文化財保護条例 (昭和 5 0 年宮城県条例第 4 9 号) 第 3 2
MIIエタの工地	文化的体践来例(哈伯·S·O·中古城宗来例第495)第32 条第1項
	女川町文化財保護条例(昭和48年女川町条例第21号)
	第8条第1項
	宮城県教育委員会文化財課
	女川町教育委員会教育局生涯学習係
(13)県立自然公園	
県立自然公園区域	県立自然公園条例(昭和34年宮城県第20号)第3条 第1項
	^{第 項}
 (14) その他町長が必要と認める区:	
① バイオマスを再生可能エネル	
ギー源とする事業については、	② 女川町開発指導要綱(平成25年女川町訓令甲第33
町内全域	号)第9条第2号イ
② 水源の上流又は周辺(下流は除	
く。)で、水源の水質に影響が	
を与えるおそれのある範囲	② 女川町企画課
③ 上記以外にその他町長が必要	女川町上下水道課
と認める区域	

第3章 発電事業に関する手続き

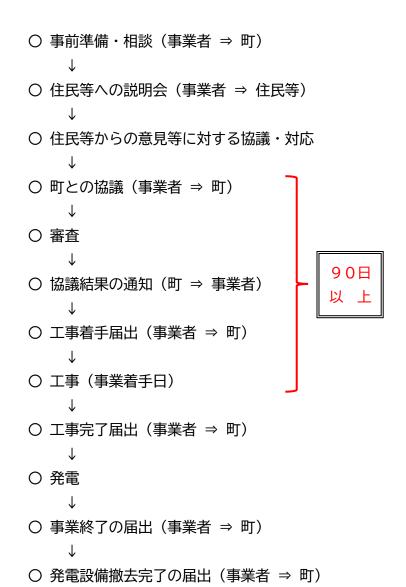
1. 発電事業に関する手続き

条例では住民等への説明会の開催と、町との協議を事業者の義務として定めています。

標準的な手続きの流れとしては、事前に町へ相談したうえで、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手する日の90日前までに町と協議しなければなりません。

協議終了後、発電設備の設置工事等を行い、発電を開始することになります。 事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

2. 標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続き

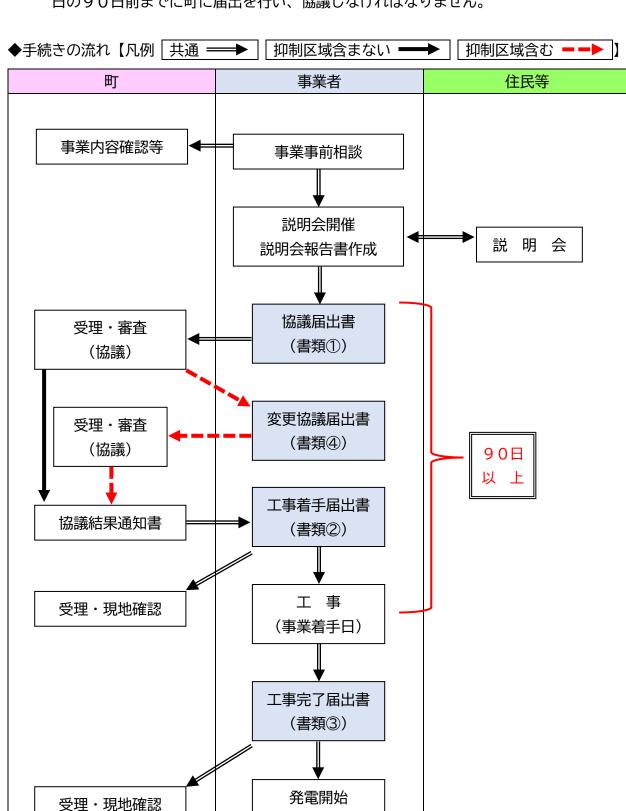


3. 手続きの流れと提出書類

(1) 発電開始までの手続き(条例第9条・10条)

事業者は、事業を実施しようとするときは、町と協議を行う前に、住民等に対し、事業に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。

住民等への説明会終了後、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定 日の90日前までに町に届出を行い、協議しなければなりません。



※ 町へ提出する書類は、正副2通提出してください。

【書類①】

1	協議届出書【様式第4号】
2	事業計画書【様式第5号】
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類
	・説明会報告書【様式第6号】
	+添付資料(説明会で配布した資料、参加者の名簿(受付簿)等)
	※ 住民意見に対し見解書を作成している場合の追加提出書類
	・対応状況報告書【様式第3号】
	+添付資料(住民意見書の写し、見解書の写し等)
4	確約書【様式第7号】
5	法人の登記事項証明書(法人の場合)
6	住民票抄本(個人の場合)
7	事業区域が分かる書類
	・位置図
	・現況写真
	・事業区域全域の公図
	・事業区域全域の土地の登記事項証明書
8	土地利用計画図(平面図(縮尺が1,000分の1以上のもの))
9	造成に係る書類(造成を含む事業の場合)
	・土地造成計画図(平面図・縦断図・横断図(縮尺が1,000分の1以上のもの))
10	建築物又は工作物の設計図(平面図・立面図・断面図)
11	事業影響予測図(騒音・振動・電磁波・反射光等)
12	流量計算書
13	排水計画図(平面図・断面図)
14	排水施設構造図
15	排水に係る放流承諾書
16	工事施工方法書(計画書)(作業の方法及び工法を示したもの)
17	維持管理(保守点検)計画書
18	維持管理(保守点検)費用及び廃棄等費用積立計画書
19	事業に関する法令等による許認可等を受けているときは、その写し
20	抑制区域の対策に関する申出書【様式第8号】(事業区域に抑制区域を含む場合)
21	その他町長が必要と認める書類

【書類②】

1	工事(着手)届出書【様式第11号】
2	工事工程表

【書類③】

1	工事(完了)届出書【様式第11号】
2	工事写真(施工前、施工中、施工後)

【書類④】

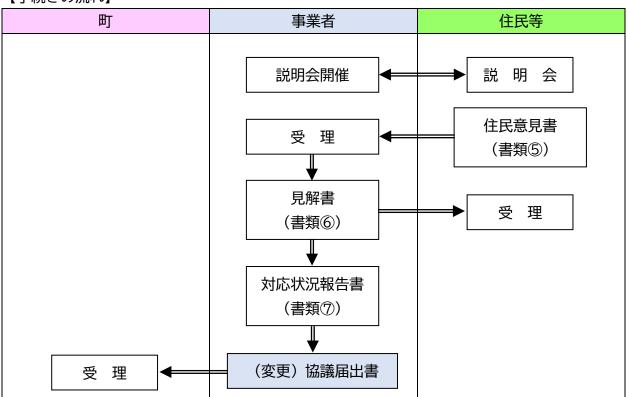
- 1 変更協議届出書【様式第9号】
- 2 協議届出書類(書類①)のうち、変更に係る書類

(2) 住民意見書が提出された場合の手続き

事業者は、説明会開催後、住民意見書(様式第1号)が提出された際は、住民等に対し、見解書(様式第2号)を提出しなければなりません。(条例第9条、規則第6条) その後、町長に対し、対応状況報告書(様式第3号)を提出しなければなりません。 (条例第10条)

※ 説明会の時期(協議届出書提出前、変更協議中)にかかわらず、住民意見書が提出 された場合に必要な手続きです。

【手続きの流れ】



【書類⑤】

1 | 住民意見書【様式第1号】

【書類⑥】

1 見解書【様式第2号】

【書類⑦】

1 |対応状況報告書【様式第3号】

◎説明会について

町と協議を行う前に、住民等に対し事業計画に関する説明会を開催してください。ただし、 災害等により開催が困難であると認められる場合には、この限りではありませんが、その場合 は代替の対応策を講じる必要があります。 また、発電出力の合計が50kW未満の事業については、戸別訪問その他の適当な方法で事業計画を周知することにより、説明会に代えることができます。

なお、説明会以外の方法を検討する場合は、町へ相談願います。

※ 説明会以外の方法で周知を行った際も説明会報告書(様式7号)の提出が必要です。

★戸別訪問その他の適当な方法(例)

- ・対象住民等に対し、事業概要を記載した書面と意見記入用紙を配布する。
- ・事業概要が記載された看板を事業計画地へ設置する。
- ・対象区域の掲示板へ、事業概要を掲示する。
- ※ いずれの場合も、事業者名、事業所の住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等を明示し、住民が意見の提出をできるよう配慮すること。

(3) 適正な管理について

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければなりません。(条例第5条)

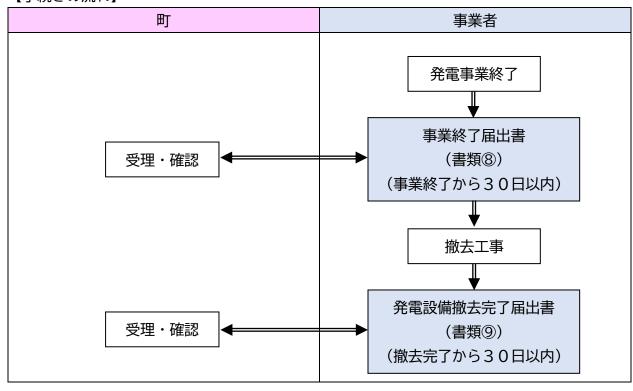
適正な管理を行うにあたっては、「事業計画策定ガイドライン」(2021年4月改 訂資源エネルギー庁)、「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」(令 和3年10月改正 宮城県)などを参照し、周辺環境に配慮することが求められます。

(4) 事業終了の手続き

事業者は、事業を終了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。

また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から 起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。(条例第15条)

【手続きの流れ】



【書類⑧】

1 事業終了届出書【様式第8号】

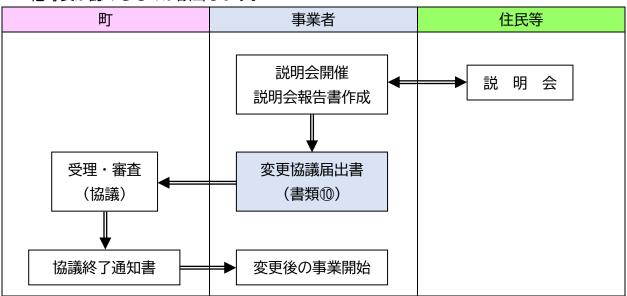
【書類⑨】

1 | 発電設備撤去完了届出書【様式第17号】

(5) 事業計画変更等の手続き

事業者は、町と協議をした事項を変更しようとするときは、町と変更の協議を行う前に、住民等に対し、事業の変更に関する説明会を開催しなければなりません。ただし、変更が軽微なものであるときは、この限りではありません。(条例第9条、規則第5条)その後、速やかにその旨を町長に届け出て、協議しなければなりません。(条例第10条)

※ 変更が軽微なものとは、再生可能エネルギー発電設備の発電出力を縮小するもの、その 他町長が認めるものが該当します。



【書類⑩】

- 1 変更協議届出書【様式第8号】

 2 協議届出書類(書類①)のうち、変更に係る書類

 3 住民等に対する説明会の内容が分かる書類

 ・説明会報告書【様式第6号】

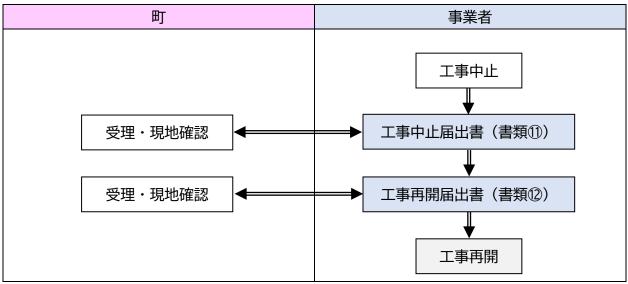
 ・説明会で配布した資料

 ・参加者の名簿(受付簿)
- ※ 書類④(事業区域に抑制区域を含む場合の協議に伴う変更)と手続きの流れ・提出書類は 同じですが、ここでは協議済みの計画を変更する場合の手続きについて説明しています。

(6) 工事中止・再開の手続き

事業者は、工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければなりません。(条例第12条)

【手続きの流れ】



【書類⑪】

- 1 工事中止届出書【様式第11号】
- 2 工事写真(施工前、施工中、施工後)

【書類⑫】

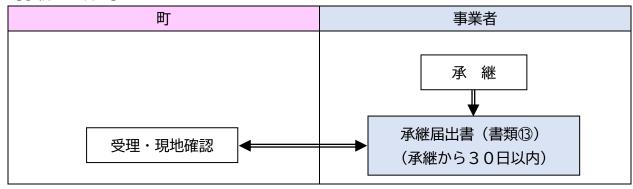
- 1 工事再開届出書【様式第11号】
- 2 工事工程表

(7) 事業承継の手続き

事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に届け出なければなりません。(条例第14条)

※ 事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

【手続きの流れ】



【書類(3)】

1	承継届出書【様式第12号】
2	法人の登記事項証明書(法人の場合)
3	住民票抄本の写し(個人の場合)

(8) 報告、立入調査、助言及び指導について

町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を 求め、並びに町の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項につい て調査させ、関係者に質問させることができます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。(条例第16条、第17条)

(9) 勧告及び公表について

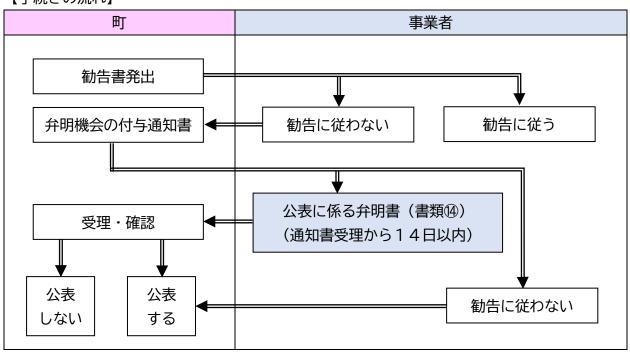
町長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定め て必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えたうえで、 事業者の氏名等を公表することができます。(条例第18条)

【勧告を行う事由】

- ・事業の実施及び変更に係る協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき。
- ・正当な理由がなく協議結果通知を受ける前に事業に着手したとき。
- ・町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の 提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは立入調査の際に回答 せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- ・正当な理由がなく町の助言又は指導に従わなかったとき。

【手続きの流れ】



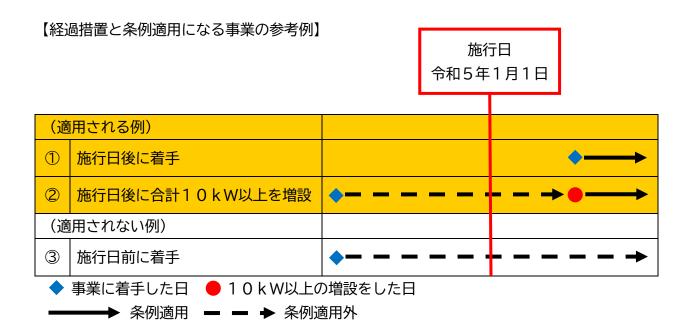
【書類⑭】

1 | 公表に係る弁明書【様式第19号】

(10) 条例の経過措置について(条例附則)

「女川町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、令和5年1月1日から施行されており、<u>施行日より前に着手した事業については、適用外</u>となります。<u>ただし、施行日後に合計10kW以上の増設を行った場合は、適用</u>となりますので、ご注意ください。

また、施行日から起算して90日を経過する日(令和5年3月31日)までに着手する事業については、町に対し速やかに手続きを行ってください。



【お問い合せ先】

宮城県女川町企画課企画調整係

TEL 0225-54-3131 内線242·243

FAX 0225-53-5483

E-Mail joho@town.onagawa.lg.jp